

平成22年11月25日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた協会員名

株式会社 外為どっとコム

2. 処分内容

過怠金500万円の賦課

3. 処分理由

平成22年9月13日付の報告にて、平成22年7月13日午前6時45分頃に「ユーロ/円」の取引において市場実勢と大幅に乖離したレートを配信しており、その後当局より報告を求められ再発防止策を検討している中で、平成22年9月6日午後3時34分から42分にかけて、「米ドル/円」及び「ユーロ/円」の取引において、市場実勢から乖離したレートの誤配信を再発させた。

上記行為より、平成22年9月10日付で業務改善命令を受けているにもかかわらず同年9月15日午前5時23分頃にシステム障害を発生させ、多数の顧客取引に影響を与えた。

今回の違反行為は金融商品取引法第52条第1項第6号、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

4. その他

処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上